

（社）江戸川建設業協会から土木部への意見・要望に対する回答

要 望 事 項	区 の 回 答
<p>【年契工事における土木部全体への要望】</p> <p>1. 他業者への外注における工種の最低補償について</p> <p>昨年は小規模の区画線工事の最低補償を要望し、回答として「区画線設置工は仮白線とし、現場数量がまとまった段階で白線工を行う。」とあったが、現在においても担当監督員から小規模の区画線を指示される事例がある。施工業者・区画線業者双方が金額面で苦勞している。</p> <p>また、小規模の切削工事においても単価が切削機械の外注費を大きく下回る状況にある。</p> <p>最近では、測量杭・鈹の設置(測量会社への外注工事)において適正金額に見直していただき感謝している例もある。</p> <p>小規模の区画線と切削工事については、最低補償金額の設定をお願いしたい。</p>	<p>小規模な区画線工事の取り扱いについては、昨年度の要望を受け、仮指示書段階で事前協議し、請負業者との合意を得た上で施工していただけていると認識しておりました。実際、事前協議において請負を辞退されているケースもあります。</p> <p>区としては、小規模工事等発注については、更なる徹底を図っていきます。</p> <p>また、切削工事についても、最低補償金額に見合った適正な規模を発注するように致します。</p> <p>小規模工事発注について疑義がある場合は、仮指示書段階(事前協議)でその都度ご意見をお伝え下さい。</p>
<p>2. 重機等の回送費について</p> <p>建築工事においては、発電機の運搬費を計上しているが、土木工事では計上されていない。また、バックホウの使用日数分の重機回送を計上すると「2回まで」という指示を受けた例も有る。</p> <p>機械の維持管理費を考え、リースの機械を使用している業者が多いのが現状であり、機械の使用費・運搬費を極力抑えたいのが多くの業者の共通意見である。</p> <p>現場により機械を日々運搬しなければならない状況の場合は、作業時間以外現場に機械を置かないのが危険回避の鉄則と考えられるので運搬費の積極使用を検討願いたい。</p>	<p>今後、重機等の回送費については、現場状況を勘案し、適正な回数を協議させていただきます。</p> <p>拡幅整備用の振動ローラーの最低保障費については、今年度使用しておりません。来年度以降は削除などの見直しをかけていきます。</p>

<p>(4059 の転圧工では振動ローラー(0.5t~0.6t)の最低保障費があるが、拡幅整備用か?)</p>	
<p>3. 実勢単価への改善について 小規模の誘導シート工・鋼製網蓋[U形溝] (グレーチング) の単価が実際の材料価格より低くなっているのを改善願いたい。</p>	<p>適正な材料価格を調査し、反映していきます。</p>
<p>4. 代価にない材料等 代価にない材料や工種についての要望は昨年も提出し「今後も、極力、年契工事単価のある単価で契約していく。また、単価表にない工種や使用材料を使用する場合は、新たな代価表を作成していく。」との回答をいただいた。これにより万能工種として使用をお願いしてきた 2349~2351 の土木作業工の使用が以前にも増してスムーズに認められるようになり感謝している。しかし一部では「土木作業工は公園代価なので使用は控えたい」という担当者の判断のもと、単価表で計上できない工種が適正計上されなかったケースがあったので改善願いたい。</p>	<p>昨年度の回答と同様に、単価表にない工種や使用材料を使用する場合は、新たな代価表を作成していくなど、更なる徹底を図っていきます。</p>
<p>【保全課への要望】 5. 複数箇所の施工について 場所が異なる複数箇所の一括発注については、図面作成・資器材の移動運搬・事前PR等、1箇所の施工に比べて現場管理も施工箇所分の労力が加算される。 この件については昨年度も要望を出し「準備工は1指示書1回で一式計上しているの、理解願います」という回答があった。 しかし215の現場踏査を施工箇所分計上するとか、95のトラック運搬工を保安日数分計上するなど改善方法はあると思う。 実際に複数箇所の一括施工の検査で「これは常識の範囲で分け</p>	<p>複数箇所の一括発注については、仮指示書段階の事前協議を行い、合意した上で施工していただけているとの認識でありましたが、請負業者の過負担にならないよう引き続き事前協議を十分していきます。</p>

<p>た方が良い」と言われた事例も聞いているので、何らかの対応をお願いしたい。</p>	
<p>6. L形溝乗入れ施工における地元負担金の修正について L形溝乗入れの地元負担(材料費負担)について、L形溝(300B) 1,140 円/m L形溝(350B) 1,210 円/m(材料費のみ)となっているが、m辺りではなく個数(枚数)辺りではないか。修正願います。 ※個数辺りとしても材料の実際価格を下回っているので業者負担となっている。</p>	<p>今年度については、枚数辺りの積算に修正しています。 材料価格については、適正な材料価格に見直しを図ります。</p>
<p>【拡幅整備係への要望】 7. 汚水樹の移設費について 汚水樹の移設は現在「箇所」として計上されているが、セットバックの幅が大きい場合や本管からの管取替えの場合は、掘削・配管・埋め戻し復旧の各工種で小規模移設に比べて数量(費用)で大きな差異が生じている。 過去に土工費の別途計上をお願いしたが 0.5m 以上の移設の場合は、土工費の計上を認めていただいたが、最近一式計上として「箇所」になっている事例が報告されたので、土工費計上の周知徹底をお願いしたい。</p>	<p>セットバックの幅が大きい場合や本管からの管取替えの場合は、土工費の計上を協議させていただきます。</p>

【単独工事についての要望】

8. 工事概要、工事監督員の事前告知について

入札工事が発注される際、工事概要と共に担当監督員の告知をお願いしたい。

自社に技術者が複数勤務している場合、例えば民間会社から仕事を受注する際には、発注会社（元請）の監督員の傾向をよく知っている技術者を配置(適材適所)するのがベストだが、公共工事の場合でも同様だと思う。

監督員によっては提出書類の詳細に几帳面な人、近隣の対応・苦情処理の充実に重点を置く人、設計変更に対して柔軟な人やそうでない人等々、挙げれば個々の監督員の傾向によって技術者の対応は異なる。本来、これら全てに対応できるオールマイティな技術者を育成する事が施工業者の使命であると思うが、発注段階で既に担当監督員は決まっているとも聞いている。

それならば技術者は基本的に変更不可ですから担当監督員のニーズに応えられる人材を配置するのがベストですし発注者・受注者双方のメリットの為にも発注時に監督員の告知をお願いしたい。

入札に伴う事前公表については「江戸川区公共工事等の事前公表及び希望制度実施要領」(平成11年9月20日施行、平成20年4月1日最終改正)において、①工事件名 ②工事場所 ③工事概要 ④工事ランク等を公表することとなっており、総務部用地経理課が所管しています。

9. 工事の事前PR方法について

発注者による工事の事前PRについては以前「大規模工事と道路形態の変更がある場合には事前説明を行う」との回答をいただいたが、設計～発注～申し込み～指名～積算～入札～落札～契約を経て、更に監督員と協議の元「工事のお知らせ」チラシを作成・配布した段階で地元住民にPRしている現状では地元住民の方から「事前周知が遅い」というお叱りを受けてしまうのが実情である。設計～発注の段階で施工箇所の起終点に概要広報板等を設置する事で多くの苦情は回避可能だと思うが、いかがか。

今後、ひとつの方法として、設計から発注段階において町会と相談の上、回覧板等により工事予定箇所付近の方々に事前PRを行うなどを検討していきます。